

 中国人民銀行上海支店による「上海市域外機構  
の域内人民元銀行決済口座管理暫定弁法」の公  
布について

2010年6月23日  
第5号

企画部 調査課

2009年12月14日付けで、中国人民銀行上海支店による「上海市域外機構の域内人民元銀行決済口座管理暫定弁法」<sup>1</sup>（上海銀発 [2009] 219号 以下は「弁法」と略称）が公布され、即日施行された。本「弁法」は、上海におけるクロスボーダー人民元決済に係わる通知として、「人民元銀行決済口座管理弁法」、「人民元銀行決済口座管理弁法実施細則」と「クロスボーダー貿易人民元決済管理弁法実施細則」に基づき制定されており、上海市のクロスボーダー人民元決済に関する業務を推進することを狙っている。本「弁法」は、初めて域外機構の域内での人民元決済口座開設が認められるようになった<sup>2</sup>。

2009年7月1日付けで、中国人民銀行より「人民元決済口座管理弁法」、「人民元決済口座管理弁法実施細則」が公布されており、5パイロット都市においてクロスボーダー人民元決済の試行がスタートした。パイロット地域にあるパイロット企業は香港、マカオ及びアセアンなど指定された地域の取引先との間で、クロスボーダー貿易人民元決済が認められるようになった。なお、パイロット地域及びパイロット企業が限定されており、且つ域外での人民元用途が限られているなどの要因から、2009年末時点ではクロスボーダー人民元決済の実績は僅かな数にとどまっていた。その後、パイロット地域及びパイロット企業拡大及び海外での人民元の運用手段の拡大等、クロスボーダー人民元決済試行に関わる政策緩和を巡る議論が拡大されつつあり、かかる環境の中で、本「弁法」が公布された。

「弁法」では、主に域外機構の域内人民元銀行決済口座の開設条件、管理制度、変更・取消手続きについて規定しており、人民元銀行決済口座（以下は決済口座と略称）の利用はクロスボーダー人民元決済のみならず、適格外国機関投資家の中国国内への証券投資等一部の資本関連業務も認められるように

<sup>1</sup> 2009年11月23日付人民銀行広州支店より「域外機構広東省内人民元銀行決済口座管理操作指引」、2009年12月3日付人民銀行深圳支店より「域外機構深圳人民元銀行決済口座管理操作指引」との関連通知が出されており、その適用については、所在地の主管部門にお問い合わせください。

<sup>2</sup> 2009年7月13日付けで、国家外貨管理局が「域外機構の域内外貨口座管理の関係問題に関する通知」（匯綜発 [2009] 29号）を公布しており、域外機構の域内外貨口座の開設、使用等について規定している。

なった。現時点では、その適用地域は上海市に限定されているが、今後試点の範囲がその他の地域まで拡大する可能性があると思われる。

「弁法」のポイントは以下の三点が挙げられる。

#### 一、決済口座の申請について

域外機構の地域範囲については、「弁法」には、特に制限を設定せず、「域外（香港、マカオと台湾を含む）で関連法律に基づき設立された機構」はいずれも域内人民元銀行決済口座を申請する可能となった。

また、口座申請の条件については、以下の条件の一つを充足すれば、決済口座の開設を申請できる。

決済口座の申請可能な場合	
①	適格域外機関投資家が域内で証券投資に従事する場合；
②	域外投資者が法律に基づき域内の不良債権の譲渡を受ける場合；
③	国際開発機構が人民元債券を発行する場合
④	域外借入人が域内輸出業者に貨物代金を支払うため、銀行にバイヤーズクレジットを申請する場合；
⑤	域外銀行が人民元の清算又は決済のサービスを提供するために必要な場合。
⑥	域外機構が法律または政府主管部門の許可に基づき、人民元資金の受取・支払を行うその他の場合。

#### 二、決済口座の申請管理について

決済口座の開設、使用、変更及び取消への監督管理は中国人民銀行上海支店が行い、決済口座の申請に対して、「核準制」（許可制）と「備案制」（届出制）との二つ管理制度が分けられており、域外銀行が人民元の清算又は決済のサービスを提供するため（上表の⑤の場合）の口座開設の申請に対して、備案制を適用する。他の場合（上表の①、②、③、④、⑥の場合）に対して、核準制を適用する。核準制を適用する場合、域外機構が申請資料を銀行に提出した後、銀行は更に人民銀行上海支店に提出する。人民銀行上海支店から認可を取得した後、専用預金口座開設の許可証が発行される。備案制を適用する場合、銀行は直接決済口座の開設手続を行うことができるが、口座開設日より5営業日以内に人民銀行上海支店へ関連資料を提出し備案する必要がある。

### 三、決済口座の利用・閉鎖管理について

決済口座の利用については、「弁法」によると、銀行は銀行決済口座内の資金決済の信憑性・合法性に対して厳格に審査を行わなければならない。また、銀行決済口座は現金業務に利用できず、どうしても利用の必要がある場合、中国人民銀行上海支店に許可を取得しなければならない。銀行決済口座の各種資金収支情報もクロスボーダー人民元収支情報管理システムに報告しなければならない。

決済口座の閉鎖については、核準類の決済口座を閉鎖する場合、域外機構が閉鎖申請を銀行に提出した後、中国人民銀行上海支店の承認を取得した上で、閉鎖手続を行う必要がある。備案類の決済口座を閉鎖する場合、域外機構が銀行に閉鎖申請を提出した後、銀行は直接閉鎖手続を行い、閉鎖日より2営業日以内に口座閉鎖情報をクロスボーダー人民元収支情報管理システムに報告しなければならない。

同弁法の主要内容は下表をご参照ください。

主要項目		主要内容	
本弁法の適用範囲		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 域外機構(*)が上海市にある銀行(*) (以下は銀行と略称する) で開設した人民元銀行決済口座は、本弁法を適用する。</li> <li>*域外機構：域外(香港、マカオと台湾を含む)で関連法律に基づき設立された機構を指す；</li> <li>*銀行：関連法律に基づき、公衆預金の吸収、域内外決済などの業務経営資格を有する域内の中資、外資銀行を指す。</li> </ul>	
監督管理部門		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中国人民銀行上海支店(銀行決済口座の開設、使用、変更及び閉鎖に対する監督管理を行う。)</li> </ul>	
口座開設	口座開設申請可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 適格域外機関投資家が域内で証券投資に従事するとき；</li> <li>✓ 域外投資者が法律に基づき域内の不良債権の譲渡を受けるとき；</li> <li>✓ 国際開発機構が人民元債券を発行するとき；</li> <li>✓ 域外借入人が域内輸出業者に貨物代金を支払うため、銀行にバイヤーズクレジットを申請するとき；</li> <li>✓ 域外銀行が人民元の清算又は決済のサービスを提供するために必要なとき。</li> <li>✓ 域外機構が、法律又は政府主管部門の許可に基づき、人民元資金の受取・支払を行うその他の場合；</li> </ul>	
	口座開設申請管理制度	核準制(許可制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 適格域外機関投資家が域内で証券投資に従事するとき；</li> <li>✓ 域外投資者が法律に基づき域内の不良債権の譲渡を受けるとき；</li> <li>✓ 国際開発機構が人民元債券を発行するとき；</li> <li>✓ 域外借入人が域内輸出業者に貨物代金を支払うため、銀行にバイヤーズクレジットを申請するとき；</li> <li>✓ 域外機構が、法律又は政府主管部門の許可に基づき、人民元資金の受取・支払を行うその他の場合；</li> </ul>
		備案制(届出制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 域外銀行が人民元の清算又は決済のサービスを提供するために必要なとき。</li> </ul>

口座 開設 申請	核準制 (許可制)	銀行は以下の資料を中国人民銀行上海支店に提出し、中国人民銀行上海支店の許可を得た上で口座開設手続きを行うこと。 ✓ 口座開設申請書。 ✓ 関連口座開設証明書類のコピー。 ✓ 域外機構ステータス審査の合格証明書類
	備案制 (届出制)	決済口座の開設条件に合致する域外機構に対して、銀行は口座開設手続きを行い、且つ口座開設日より5営業日以内に以下の資料を中国人民銀行上海支店に提出すること。 ✓ 『人民元同業間口座開設備案表』。 ✓ 人民元代理決済契約のコピー。 ✓ 域外参加銀行の口座開設証明書類のコピー。 ✓ 他の口座開設関連書類
口座 変更	法規根拠	✓ 《人民元銀行決済口座管理弁法》、《人民元銀行決済口座管理弁法実施細則》と《クロスボーダー貿易人民元決済管理弁法実施細則》に基づき執行。
口座 閉鎖	核準類口座 (許可類)	✓ 域外機構は銀行に閉鎖申請を直ちに提出し、中国人民銀行上海支店の承認を取得した後閉鎖手続きを行うこと。 ✓ なお、以下のいずれかの場合、域外機構は口座閉鎖手続きを直ちに行わなければならない。 (一) 域外機構が口座設立時に依拠した法規制度又は政府主管部門の許可書類に有効期限があり、且つその有効期限が満了するとき。 (二) 政府主管部門は域外機構が域内で関連活動へ従事することを禁止するとき。 (三) 域外機構所在国・地区の法律規定に基づき、域外機構の主体資格がなくなるとき。 (四) その他銀行決済口座を閉鎖すべき場合。
	備案類口座 (届出類)	✓ 域外機構は銀行に閉鎖申請を直ちに提出すること。 ✓ 銀行は閉鎖手続きを直ちに行い、閉鎖日から2営業日以内に口座閉鎖情報をクロスボーダー人民元収支情報管理システムに報告すること。

以下は「弁法」の原文と仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>中国人民银行上海分行关于印发《上海市境外机构境内人民币银行结算账户管理暂行办法》的通知</p> <p>各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海（市）分行、上海银行、上海农村商业银行，上海市各经营人民币业务的外资银行：</p> <p>为进一步推进上海市跨境贸易人民币结算各项业务的开展，我分行决定在上海开展境外机构境内开立人民币银行结算账户试点工作。境外机构因跨境贸易人民币结算需要，可申请在上海市的银行开立人民币银行结算账户。</p> <p>为规范境外机构境内人民币银行结算账户的开立和使用，我分行制定了《上海市境外机构境内人民币银行结算账户管理暂行办法》（见附件）。现印发给你们，请遵照执行。</p> <p>执行中如遇问题，请及时与我分行联系。联系人：苏铭；联系电话：58845543；传真：58845769。</p> <p>特此通知。</p> <p style="text-align: right;">中国人民银行上海分行 二〇〇九年十二月十四日</p>	<p>中国人民銀行上海支店による「上海市域外機構域内人民元銀行決済口座管理暫定弁法」の印刷発行に関する通知</p> <p>各政策性銀行、国有商業銀行、股份制商業銀行、中国邮政儲蓄銀行上海（市）支店、上海銀行、上海農村商業銀行，人民元業務を經營する上海市各外資銀行：</p> <p>上海市のクロスボーダー人民元決済に関する各種業務を更に推進するため、わが支店が上海における域外機構域内人民元銀行決済口座試点業務を展開することを決定した。境外機構がクロスボーダー人民元決済のニーズに基づき、上海にある銀行に人民元銀行決済口座を申請することができる。</p> <p>域外機構の域内人民元銀行決済口座の開設と使用を規範化するため、わが支店が「上海市域外機構域内人民元銀行決済口座管理暫定弁法」を制定した。（添付ファイルをご参照）。ここで印刷発行し、これに基づき執行すること。</p> <p>執行中に問題があった場合、即時にわが支店に連絡すること。連絡者、苏铭；連絡電話：58845543；ファックス：58845769。 ここで通知する。</p> <p style="text-align: right;">中国人民銀行上海支店 二〇〇九年十二月十四日</p>
<p>附件： 上海市境外机构境内人民币银行结算账户管理暂行办法</p> <p>第一条 为规范境外机构境内人民币银行结算账户的开立和使用，加强银行结算账户管理，维护经济金融秩序稳定，根据《人民币银行结算账户管理办法》、《人民币银行结算账户管理办法实施细则》、《跨境贸易人民币结算试点管理办法实施细则》等，结合上海市实际，制定本办法。</p> <p>第二条 境外机构在上海市的银行（以下简称银行）开立的人民币银行结算账户（以下简称银行结算账户）适用本办法。</p> <p>第三条 本办法所称境外机构，是指在境外（含</p>	<p><b>添付ファイル</b> <b>上海市域外機構域内人民元銀行決済口座管理暫定弁法</b></p> <p>第一条 域外機構の域内人民元銀行決済口座の開設と使用を規範化し、銀行決済口座管理を強化し、経済金融秩序安定を維持するため、《人民元銀行決済口座管理弁法》、《人民元銀行決済口座管理弁法実施細則》と《クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則》などに基づき、上海市の実情に合わせ、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 域外機構が上海市にある銀行（以下「銀行」と略称）で開設した人民元銀行決済口座は、本弁法を適用する。</p> <p>第三条 本弁法でいう域外機構は、域外（香港、</p>



港澳台地区)合法成立的机构; 银行是指依法具有吸收公众存款、办理国内外结算等业务经营资格的境内中资和外资银行。

第四条 中国人民银行上海分行是上海市银行结算账户的监督管理部门, 负责对银行结算账户的开立、使用、变更和撤销进行监督。

第五条 银行应对境外机构的本、外币账户以及境外机构与境内机构的银行结算账户进行有效区分、单独管理。

第六条 境外机构因下列情形, 可以申请在银行开立银行结算账户:

- (一) 合格境外机构投资者在境内从事证券投资;
- (二) 境外投资者依法受让境内不良债权的;
- (三) 国际开发机构发行人民币债券的;
- (四) 境外借款人因支付境内出口商贷款向银行申请出口买方信贷的;
- (五) 境外银行因提供人民币清算或结算服务需要的;
- (六) 境外机构依法或经政府主管部门批准办理人民币资金收付的其他情形。

第七条 境外机构向银行申请开立银行结算账户时, 应填制开户申请书, 并提供其在境外合法成立的证明文件, 及其在境内开展相关活动所依据的法规制定或政府主管部门的批准文件等开户资料。证明文件等开户资料为非中文的, 还应同时提供对应的中文翻译。

银行应对开户申请书填写的事项和境外机构身份及其开户资料的真实性、完整性、合规性进行认真审查。

第八条 银行为境外机构开立银行结算账户, 应与境外机构签订银行结算账户管理协议, 约定双方的权利义务、账户开立的条件、账户变更撤销的处理手续、信息报送授权等内容。

マカオと台湾を含む)で関連法律に基づき設立された機構を指す。本弁法でいう銀行は、関連法律に基づき、公衆預金の吸収、域内外決済などの業務経営資格を有する域内の中資、外資銀行を指す。

第四条 中国人民銀行上海支店は上海市の銀行決済口座の監督管理機構であり、銀行決済口座の開設、使用、変更及び閉鎖に対する監督の役割を果たす。

第五条 銀行は域外機構の人民元口座、外貨口座及び域外機構と域内機構間の銀行決済口座を有効に区分し、単独で管理しなければならない。

第六条 域外機構は、以下の場合、銀行に銀行決済口座開設が申請できる。

- (一) 適格域外機関投資家が域内で証券投資に従事するとき;
- (二) 域外投資者が法律に基づき域内の不良債権の譲渡を受けるとき;
- (三) 国際開発機構が人民元債券を発行するとき;
- (四) 域外借入人が域内輸出業者に貨物代金を支払うため、銀行にバイヤーズクレジットを申請するとき;
- (五) 域外銀行が人民元の清算又は決済のサービスを提供するために必要なとき。
- (六) 域外機構が、法律又は政府主管部门の許可に基づき、人民元資金の受取・支払を行うその他の場合;

第七条 域外機構は銀行に銀行決済口座の開設を申請する際、口座開設申請書を記入しなければならない。しかも当該機構が域外で法律に基づき設立された証明書類及び域内で関連活動を行うことに関する法規制度又は政府主管部门の許可書類などの口座開設資料を提出しなければならない。証明書類など口座開設資料が中国語表示でない場合、同時に相応する中国語訳を提出しなければならない。

銀行は口座開設申請書の記入事項と域外機構のステータス及び口座開設資料の信憑性、完備性、合法性に対して真剣に審査しなければならない。

第八条 銀行は域外機構の銀行決済口座を開設する際、当該機構と銀行決済口座管理契約を締結し、双方の権利・義務、口座開設の条件、口座変更・閉鎖の処理手続、情報報告の授權などの内容を約定しなければならない。

第九条 境外机构因本办法第六条 第一、二、三、四、六项开立的银行结算账户（以下简称核准类银行结算账户）实行核准制度，经中国人民银行上海分行核准后，颁发专用存款账户开户许可证。专用存款账户开户许可证分正本、副本，其中正本由银行交境外机构留存，副本由银行留存。

境外银行因本办法第六条 第五项开立的银行结算账户实行备案制度。

第十条 境外机构开立的核准类银行结算账户纳入人民币银行结算账户管理系统（以下简称“账户管理系统”）进行管理，境外银行开立的备案类银行结算账户纳入人民币跨境收付信息管理系统进行管理，暂不纳入账户管理系统进行管理。

第十一条 境外机构符合开立核准类银行结算账户条件的，银行应将开户申请书、相关的开户证明文件复印件和境外机构身份审查合格的证明文件报送中国人民银行上海分行，经中国人民银行上海分行核准后为其办理开户手续。

境外机构符合开立备案类银行结算账户的，银行应办理开户手续，并于开户之日起5个工作日内，填制《开立人民币同业往来账户备案表》，连同人民币代理结算协议复印件、境外参加银行的开户证明文件复印件及其他户资料报送中国人民银行上海分行备案。

第十二条 境外机构开立的银行结算账户的账户名称应使用境外机构的中文或英文名称全称，并与其在境外合法成立的证明文件（或对应的中文翻译）记载的名称全称一致。

第十三条 境外机构申请开立银行结算账户时，根据国家外汇管理部门有关规定已申领特殊机构代码的，银行应将特殊机构代码代为境外机构的组织机构代码录入账户管理系统。境外机构在开户后申领特殊机构代码的，银行应及时办理变更手续。

第十四条 境外机构开立银行结算账户，应在银

第九条 域外機構が本弁法の第六条の第一、二、三、四、六項により開設する銀行決済口座（以下「核准類銀行決済口座」と略称）に対して核准制度を適用する。中国人民銀行上海支店より許可された後、専用預金口座開設許可証が発行される。専用預金口座開設許可証はそれぞれ原本、副本に分けられ、うち、原本は銀行から域外機構に手交し保存、副本は銀行が保存する。

域外銀行が本弁法の第六条の第五項で開設した銀行決済口座は、備案制度を適用する。

第十条 域外機構が開設した核准類銀行決済口座は、人民元銀行決済口座管理システム（以下「口座管理システム」と略称）により管理される。域外銀行が開設した備案類銀行決済口座は、人民元クロスボーダー収支情報管理システムにより管理され、暫定的に口座管理システムにより管理されない。

第十一条 核准類銀行決済口座の開設条件に合致する域外機構に対して、銀行は口座開設申請書、関連口座開設証明書類のコピー及び域外機構ステータス審査の合格証明書類を中国人民銀行上海支店に提出し、中国人民銀行上海支店の許可を得た上で口座開設手続きを行わなければならない。備案類銀行決済口座の開設条件に合致する域外機構に対して、銀行は口座開設手続きを行わなければならない。且つ口座開設日より5営業日以内に『人民元同業間口座開設備案表』に記入し、人民元代理決済契約のコピー、域外参加銀行の口座開設証明書類のコピー及び他の口座開設関連書類とともに中国人民銀行上海支店に提出しなければならない。

第十二条 域外機構が開設する銀行決済口座の口座名称は、当該機構の中国語名称或は英語名称の全称を使用し、且つ域外で合法的に設立されたことの証明書類（或は中国語訳）に掲載された名称の全称と一致しなければならない。

第十三条 域外機構が銀行決済口座の開設を申請する場合、国家外貨管理局の関連規定に基づき特定機構コード取得済の場合、銀行はその特定機構コードを域外機構の組織機構コードとし、口座管理システムに入力しなければならない。域外機構が口座開設をした後特定機構コードを申請する場合、銀行は直ちにその変更手続きを行わなければならない。

第十四条 域外機構は銀行決済口座を開設する場

行预留签章。预留签章为境外机构公章或财务专用章及有权签字人的签章，没有公章或财务专用章的，可为有权签字人的签章。

第十五条 银行应对银行结算账户资金收付的真实性和合法性进行严格审查。银行结算账户不得用于办理现金业务，确有需要的，需要中国人民银行上海分行批准。

银行应将银行结算账户的各类资金结算收付信息报送人民币跨境收付信息管理系统。

第十六条 银行应加强对账户资金流动的监测，切实履行反洗钱和反恐融资义务。

第十七条 境外机构银行结算账户的变更，参照《人民币银行结算账户管理办法》、《人民币银行结算账户管理办法实施细则》和《跨境贸易人民币结算试点管理办法实施细则》等有关规定执行。

第十八条 境外机构需撤销核准类银行结算账户的，应及时向银行提出销户申请，并经中国人民银行上海分行核准后办理销户手续。

境外机构需撤销备案类银行结算账户的，应及时向银行提出销户申请，银行应及时办理销户手续，并于销户之日起2个工作日内将销户信息报送人民币跨境收付信息管理系统。

第十九条 有下列情形之一的，境外机构应及时办理销户手续：

(一) 境外机构开户时所依据的法规制度或政府主管部门的批准文件设定有效期限，且有效期限届满的；

(二) 政府主管部门禁止境外机构继续在境内从事相关活动的；

(三) 按境外机构本国或本地区法律规定，境外机构主体资格已消亡的；

(四) 其他应撤销银行结算账户的情形。

境外机构未及时办理销户手续的，银行应通知境外机构自发出通知之日起30日之内办理销户手续，逾期视同自愿销户，未划转款项列入久悬未取专户管理。

合、印鑑を銀行に預けなければならない。その印鑑は域外機構の公印或は財務専用印及びサイン権利者の印鑑とし、公印或は財務専用印がない場合、サイン権利者の印鑑でも認められる。

第十五条 銀行は銀行決済口座内の資金決済の信憑性・合法性に対して厳格に審査を行わなければならない。銀行決済口座は現金業務に使用してはならず、どうしても使用の必要がある場合、中国人民銀行上海支店の許可を取得しなければならない。

銀行は銀行決済口座の各種資金収支情報をクロスボーダー人民元収支情報管理システムに報告しなければならない。

第十六条 銀行は口座資金流動への監督管理を強化し、アンチ・マネー・ローンダリング及び反テロ融資の義務を着実に履行しなければならない。

第十七条 域外機構の銀行決済口座の変更は「人民元銀行決済口座管理弁法」、「人民元銀行決済口座管理弁法実施細則」及び「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則」等の関連規定に基づき行わなければならない。

第十八条 域外機構は核准類銀行決済口座を閉鎖する場合、銀行に閉鎖申請を直ちに提出し、中国人民銀行上海支店の承認を取得した後閉鎖手続きをしなければならない。

域外機構は備案類銀行決済口座を閉鎖する場合、銀行に閉鎖申請を直ちに提出しなければならない。銀行は閉鎖手続きを直ちに行い、閉鎖日から2営業日以内に口座閉鎖情報をクロスボーダー人民元収支情報管理システムに報告しなければならない。

第十九条 以下の状況のいずれかの場合、域外機構は口座閉鎖手続きを直ちに行わなければならない。

(一) 域外機構が口座設立時に依拠した法規制度又は政府主管部门の許可書類に有効期限があり、且つその有効期限満了するとき。

(二) 政府主管部门が域外機構が域内で関連活動へ従事することを禁止するとき。

(三) 域外機構所在国・地区の法律規定に基づき、域外機構の主体資格がなくなるとき。

(四) その他銀行決済口座を閉鎖すべき場合。

域外機構は口座閉鎖手続きを直ちに行わない場合、銀行は域外機構に対して、通知発行日より30営業日以内に閉鎖手続きを行う旨の通知をしなければ



<p>第二十条 銀行应明确专人负责境外机构境内银行结算账户的开立、使用和撤销和审查和管理，负责对存款人开户申请资料的审查，并按照本办法的规定及时报送存款人开销户信息资料，建立健全开销户登记制度，建立境外机构境内银行结算账户管理档案，按会计档案进行单独管理。</p> <p>第二十一条 銀行应对已开立的境外机构境内银行结算账户实行年检制度。</p> <p>第二十二条 本办法未尽事宜按照《人民币银行结算账户管理办法》、《人民币银行结算账户管理办法实施细则》和《跨境贸易人民币结算试点管理办法实施细则》等有关规定执行。</p> <p>第二十三条 本办法由中国人民银行上海分行负责解释、修改。</p> <p>第二十四条 本办法发布之日起施行。</p>	<p>ばならず、期限を過ぎた場合、主体的に閉鎖したと見なされ、振込されない資金を長期間未使用専門口座に振り替えて管理を行わなければならない。</p> <p>第二十条 銀行は域外機構の域内銀行決済口座の開設、使用と閉鎖の審査と管理について専門の人員が担当することを明確にしなければならず、預金者の口座申請資料の審査を行い、本弁法の規定に基づき直ちに預金者の口座開設、閉鎖情報の資料を報告し、口座開設、閉鎖登記制度を設立し、改善しなければならない。域外機構域内銀行決済口座の管理ファイルを作成し、綴じ込みファイルに基づき単独で管理しなければならない。</p> <p>第二十一条 銀行は開設済みの域外機構境内銀行決済口座に対して年検制度を執行する。</p> <p>第二十二条 本弁法に規定されていない事項については、《人民元銀行決済口座管理弁法》、《人民元銀行決済口座管理弁法実施細則》と《クロスボーダー貿易人民元決済管理弁法実施細則》などの関連規定に基づき執行する。</p> <p>第二十三条 本弁法は中国人民銀行上海支店が解釈と修正の責任を負う。</p> <p>第十四条 本弁法は公布日より施行する。</p>
--	---

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 市場業務部 企画調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦20階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250

以上